

記入例

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地) 印

(1) 届出受付番号 ※1																				
(3) 届出種別	事前・ 一般 ・計画輸入																			
(4) 輸入者コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(2) 氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 関空 太郎			印		
														住所	大阪府泉南市泉州空港南1番地					
														(電話番号)	072-455-1290					
(5) 生産国・コード	C	N												(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号						
															中国					
(7) 製造者名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9						○○○ OFFICE CO.,LTD. 12345.AAA.BBB.CCC.CHINA						
(8) 製造所名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9						○○○ FACTORY CO.,LTD. 67890.DDD.EEE.FFF.CHINA						
(9) 輸出者名、 住所・コード																				
(10) 包装者名、 住所・コード																				
(11) 積込港・コード	C	N	●	●	●									(12) 積込年月日	2019	年	1	月	11	日
(13) 積卸港・コード	K	I	X											(14) 到着年月日	2019	年	1	月	12	日
(15) 保管倉庫・コード	4	M	●	●	●									(16) 搬入年月日	2019	年	1	月	12	日
														(19) 届出年月日						
(17) 貨物の記号及び 番号	AWB: 123456789												(20) 事故の有無及び ある場合はその概要	無	有					
(18) 船舶又は航空機の 名称又は便名	ABC123												(21) 提出者・コード							

共通部分に関する記入例

※記入に当たっては、[届出の記載方法 \(PDF\)](#) を必ず確認してください。
水色にて記載された部分を全て記入する必要があります。

(2) 輸入者名、住所

法人の場合は法人名称、法人所在地、電話番号、代表権を有する方（または責任者）の役職名及び氏名を記入してください。

(3) 届出種別

一般：貨物が保管倉庫に搬入済の場合
事前：貨物の到着前（7日前から可能）に届出する場合

(4) 輸入者コード

（一財）日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード（JASTPROコード）、税関発給コードまたは法人番号を左詰めで記入してください。法人以外の輸入者で、上記コードを有していない場合は、空欄のまま差支えありません。
※マイナンバー（個人番号）は記入しないでください。

(7) (8) 製造者（製造所）名、住所・コード

製造者：商品の企画・立案、ブランド管理等を行っている会社（本社等）
製造所：実際に商品を製造している会社（工場）
該当するコードがない場合は●●ZZ9999...●●は国コード

(11) 積込港・コード

貨物を発送した都市または空港の名称と該当するコードを記入してください。

(17) 貨物の記号及び番号

AWB（Air Way Bill）を記入してください。

(18) 船舶又は航空機の名称又は便名

貨物を積載してきた航空機の便名を記入してください。

各種コードについては、[NACCS掲示板 業務コード集（※外部リンク）](#)を確認し、記入してください

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具											(33) 衛生証明番号			
(27) 積込重量	10.00 kg														
(28) 用途・コード	1													(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2
(29) 包装種類・コード	K	P	P											貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード	※2
(30) 登録番号1														(注) いずれの場合も 警告の目的で使用されるものを除く。	
(31) 登録番号2															
(32) 登録番号3															
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード															
(37) 備考	品名：スプーン001											届出済印※1			

<注意>
※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限る。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

食品等輸入届出書口

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号 ※1	②氏名 株式会社 ○○○○ 印 代表取締役 関空 太郎															
(3) 届出種別	事前・ 一般 計画輸入 住所 大阪府泉南市泉州空港南1番地															
(4) 輸入者コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号	072-455-1290	
(5) 生産国・コード	C	N	中国													
(7) 製造者名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9	OOO OFFICE CO.,LTD. 12345.AAA.BBB.CCC.CHINA							
(8) 製造所名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9	OOO FACTORY CO.,LTD. 67890.DDD.EEE.FFF.CHINA							
(9) 輸出者名、 住所・コード																
(10) 包装者名、 住所・コード																
(1) 種別コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9	(4) 種別年月日	0010	年	1	月	1	日	
各種コードについては、 NACCS揭示板 業務コード集(※外部リンク) を確認し、記入してください																
(1) 輸入品検査 番号	AWB: 123456789											(6) 輸入品検査 ある場合はその概要	無・有			
(1) 届出種別	ABC123											(2) 提出者・コード				

記入例

1	(22) 貨物の別	食品・添加物・ 器具 容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号						
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)			(34) 貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード					
(24) 品目コード	J	1	4	0	5	0	0	(34) 貨物が器具、容器包 装又はおもちゃであ る場合はその材質・ コード	KSS ステンレス
(25) 品名	飲食器具：ステンレス製							(35) 貨物が添加物を 含む食品の場合は 当該添加物の品名・ コード	※2
(26) 積込数量・コード	1					CT	(35) 貨物が添加物製 剤の場合はその成分 ・コード	※2	
(27) 積込重量	10.00					kg	(6) いずれの場合も 警告の目的で 使用されるものを除く)		
(28) 用途・コード	1	小売り用							
(29) 包装種類・コード	K	P	P	ポリプロピレン					
(30) 登録番号1									
(31) 登録番号2									
(32) 登録番号3									
(36) 貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード									
(37) 備考	品名：スプーン001							届出済印※1	

欄部分に関する記入例

- (25) 品名
商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等は(37)備考に記入してください。
- (26) 積込数量
貨物の個数を記入します。数量単位は該当のコードで記入してください。
(例：箱数であればCT、個数であればPS等)
- (27) 積込重量
中身の重量 (Net Weight) をkg単位で、小数点以下2桁まで記入してください。
- (28) 用途
具体的な用途、使用目的等を記入してください。
1:小売り用 2:製造・加工原料用 3:展示会用 9:その他(具体的に記入)
- (29) 包装種類・コード
器具等に直接触れる容器包装の材質とそのコードを記してください。
- (34) 原材料または材質
食品が接触する部分の材質とそのコードを記載してください。
該当するコードがない場合は「ZXX」のコードを使用してください。
- (37) 備考
貨物の商品名や品番を記入してください。
検査実績がある場合は、その際の届出受付番号を記入してください。
複数のパーツからなる場合は各パーツごとに材質・色を記入してください。

※油脂及び脂肪性食品、又は乾燥した食品以外を入れるための金属缶については、規格基準が定められているため検査が必要ですので、ご注意ください。

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限る。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。